

子育て応援定期貯金規定

1. 預入資格

本定期貯金は、18歳以下の子供を養育しているお客様からの新規資金に限りお預け入れできます。

2. 取扱店舗

本定期貯金の預入れおよび支払いは、JAありだ各支所のお取扱いとします。

3. お預入れ限度額

10万円以上300万円以内。

4. 貯金者名義

定期貯金の名義は、18歳以下の子供を養育しているお客様の名義に限ります。

5. 少額貯蓄非課税制度（マル優）の利用

本定期貯金は少額貯蓄非課税制度（マル優）を利用することができます。

6. 適用利率

(1) 店頭に表示している基準利率に $0.1\% \times 18$ 歳以下の子供の数（上限 0.2% ）を上乗せした利率を約定利率とします。

継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期＜単利型＞の当該貯金金額に対応する店頭表示利率とします。

(2) この貯金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合は、当初の約定利率の適用は行わず、預入時のスーパー定期＜単利型＞の当該貯金金額に対応する店頭表示利率に基づく中途解約利率により計算した利息とともに払い戻しを行います。

7. お取扱い期間

期間1年のスーパー定期＜単利型＞定型方式を自動継続（元利金継続）で作成します。

8. その他

契約の際、18歳以下の子供を養育していることの証明（保険証等）の提示が必要となります。

また、本規定に定めのない事項については、別途交付または公表している貯金規定により取り扱います。